

公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次の者は、住所が不明であるから書類の送達ができないため、公示送達する。

なお、送達すべき書類は、当町税務課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月21日

岐阜県羽島郡岐南町長 後 藤 友 紀



賦課当時の住(居)所・氏名	送 達 書 類 名
樋口 諒	令和8年度 軽自動車税 督促状

（注意）地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした
日から起算して7日を経過したときに書類の送達があつ
たものとみなされます。